

岩手県告示第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、花巻市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成26年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・4・15号山の神若葉町線、3・4・17号上町花城町線、3・4・19号花巻駅愛宕町線、3・4・20号小舟渡矢沢線、3・4・21号桜町諏訪線、3・4・24号南城桜町線、3・4・34号川口町御田屋町線